第二十八条の二第一項第二号、第三十条の二第一項及び第二項、第三十条の四第二項、第四十四条第一項及び第四十七条第一項並びに第五十二条の二第二項	製造場の所在地	製造場（当該製造場が体験製造場であるときは、当該体験製造場に係る主製造場）の所在地
第三十条第五項	場所の	場所（当該場所が体験製造場であつたときは、当該体験製造場に係る主製造場）の
第三十条の二第二項	（第六条の三第五項	（第六条の三第五項又は構造改革特別区域法第二十七条第八項後段
	、第六条の三第一項	、第六条の三第一項又は同法第二十七条第八項前段
	、第六条の三第五項	、第六条の三第五項又は同法第二十七条第八項後段
第三十条の二第二項第二号	又は第三号	若しくは第三号又は構造改革特別区域法第二十七条第八項各号
第五十条第一項	その製造場	その製造場（当該製造場が体験製造場であるときは、当該体験製造場に係る主製造場）
租税特別措置法第八十七条の六第七項	製造場の	製造場（当該製造場が体験製造場（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十七条第三項に規定する体験製造場をいう。以下この項において同じ。）であるとき、又は次項前段の規定が適用される酒類の販売場に係る酒類の製造場が体験製造場であるときは、当該体験製造場に係る同条第三項に規定する主製造場）の

11　前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十八条の三第一項中「別表第十八号の三」を「別表第十八号」に改め、同条第二項中「第二十八条の三第十項」を「第二十八条第十項」に改め、同条第四項中「第二十八条の三第五項」を「第二十八条第五項」に改め、同条を第二十八条とする。

第三十一条を削る。

第三十二条第一項中「別表第二十二号」を「別表第二十一号」に改め、同条第二項中「第三十二条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条を第三十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（都市計画法の特例）

第三十二条　地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内の市街化調整区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化調整区域をいう。）であって、次に掲げる特性を有することにより、市街化区域（同項に規定する市街化区域をいう。以下この条において同じ。）に編入された場合には建築物の建築又はその敷地の造成（第二号において「建築物の建築等」という。）が無秩序に行われるおそれが特に大きいと認められるもの（以下この条及び別表第二十二号において「特定市街化調整区域」という。）において、当該特定市街化調整区域をその施行地区（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第四項に規定する施行地区をいう。同表第二十二号において同じ。）に含む土地区画整理事業（同条第一項に規定する土地区画整理事業をいい、同法第三条第四項の規定により施行するものに限る。以下この条及び同号において同じ。）を当該地方公共団体が自ら施行することが、当該特定市街化調整区域が市街化区域に編入された場合における計画的な市街化を図るため必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る土地区画整理事業に係る都市計画法第十三条第一項第十二号の規定の適用については、同号中「市街地開発事業は、市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域内において」とあるのは、「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十二条の認定を受けた同法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画（同法第六条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に定められた土地区画整理事業は」とする。

一　周辺の市街化区域における都市機能の集積の程度及び当該市街化区域その他の地域との交通の利便性が特に高いと認められること。

二　土地の利用状況の著しい変化その他の特別の事情により、建築物の建築等に対する需要が著しく増大していること。

附則第三条及び第四条中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

別表第十五号から第十八号までを次のように改める。

十五	特定農業者による特定酒類の製造事業	第二十五条
十六	特産酒類の製造事業	第二十六条
十七	清酒製造者による清酒の製造体験事業	第二十七条
十八	民間事業者による公社管理道路運営事業	第二十八条

別表第十八号の二及び第十八号の三を削る。

別表第二十一号及び第二十二号を次のように改める。

二十一	社会保険労務士を活用した労働契約の締結等に係る代理事業	第三十一条
二十二	地方公共団体による特定市街化調整区域をその施行地区に含む土地区画整理事業	第三十二条

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条第三項の改正規定、第七条第一項の改正規定、第三十一条を削る改正規定、第三十二条の改正規定、同条を第三十一条とし、同条の次に一条を加える改正規定、附則第三条及び第四条の改正規定並びに別表第二十一号及び第二十二号の改正規定並びに次条の規定及び附則第四条中国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十条第三項の表の改正規定（同表第三十二条第一項の項中「第三十二条第一項」を「第三十一条第一項」に改める部分及び同項の次に次のように加える部分に限る。）　公布の日

二　附則第三条の規定　令和二年十月一日